

令和3年（行ウ）第23号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 石井外9名

被告 春日部市長岩谷一弘

2022年（令和4）5月16日

さいたま地方裁判所第4民事部御中

## 第5備書面

学童保育には、午前仕事と正規支援員の複数体制が本質的に重要であり、草加市での調査（甲第14号証『守りたい！子ども達の命と生活を』）を通じ明らかにする。

このことは、春日部市においても同様に、春日部市は(株)トライに指定管理者募集要項にもとづく常勤支援員の複数配置を履行させなければならないことを明らかにする。

## ポイント1 草加社協は38時間45分の複数配置に注力

各市には学童保育を育ててきた歴史がある。春日部も草加も同様である。  
それを発展させるために何が必要？ 草加では現在、社会福祉協議会が！

- ①正規支援員（常勤・無期雇用）が週38時間45分を勤務
- ②嘱託支援員（常勤・有期雇用）が、同じく週38時間45分を勤務
- ③通称：常勤パート支援員（有期雇用）は、週35時間を勤務
- ④通称：臨時支援員（有期雇用）でも、1日4～5時間を勤務

被告は週17.5時間勤務で「常勤」と認めた。就業規則を定めるのが困難（被告準備書面(3)）とも言う。しかし、支援員確保は困難だが頑張る自治体もある ⇒ それは、育てた歴史を後退させないためだ……**その歴史とは**

# 「守りたい！子ども達のいのちと生活をー学童保育の午前仕事と正規複数体制の大切さー」（甲14）とは・・・

草加市学童保育支援員の労働組合が2018年9～11月に学童保育の午前仕事、正規複数体制の重要性を伝えるために資料集としてまとめたもの。

《 草加市における放課後児童クラブの歴史と現状 》

1960年代末期 春日部同様に父母の自主努力でスタート

☞ 草加＝個人宅庭先、春日部＝工場2階、農家空家（原告第1準備書面）もあった

1990年代 草加＝公立7クラブ 春日部＝市が全小学校区にクラブ設置

☞ 子どもの権利条約批准、児童福祉法改正などが、父母・支援員・行政を後押しして事業拡充へ

2000年代以降 運営の組織体制強化の方向へ

☞ 草加＝NPO法人・元気っ子クラブ 春日部＝福祉公社⇒社会福祉協議会

2010年代末期以降 指定管理者（草加は業務委託を含む）の変更

☞ 草加＝常勤（38時間45分）の採用を継続しつつ、一次停止した正規支援員採用を2020年から再開  
春日部＝(株)トライへの指定管理移管後は、①2020年に常勤の概念を1日3.5時間週5日以上（週17.5  
は社保加入も不要）、②2021年に募集要項の「常勤」の用語削除まで(株)トライの要請受け入れへ

**そこで、学童保育における午前仕事、正規複数体制への理解を得るために本レポートを引用**

## 午前仕事の必要性（甲14 資料1, 2について）

資料1は午前中から児童の登室前の業務を、毎日、1週間、1ヶ月について全体像を示したものの。

資料2は、①環境整備、②事務作業、③日誌作成、④打ち合わせ、⑤保育準備、⑥各種会議、⑦おたより作成、⑧他、がどのようなものか、また必要時間数、頻度なども保育時以外と保育時に分けて詳細に分類したものの

👉 ここから言えること

環境整備と一言に言うが多様……被告準備書面(3)では15分というが清掃・事務作業も多様にある。被告は「負担軽減を図っている」との主張のみで、把握できていない。

打ち合わせ……被告は30分というが、それでは児童の状況把握と対応は薄弱になる

日誌、各種会議……確かな父母対応に支援員複数参加が必要。協議する相手が不存在？

👉 **午前から登室前の準備は保育の質の維持・向上に不可欠なのに**

# 午前仕事の抜粋（甲14 資料1の抜粋）

<b>午前仕事の月間：</b>					
8時～	10時	11時	12時		
第1週	月	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	1週間の保育準備	
	火	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	おたより・保育準備・事務作業	
	水	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	おたより確認・全職会準備	
	木	環境・日誌・残務	打合せ	クラス会議 / 週案（正規）	
	金	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	会計事務・事務作業	
	土	休養日 / 保育業務時間等に環境整備等が入る			
第2週	月	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	1週間の保育準備	
	火	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	おたより・保育準備・事務作業	
	水	環境・日誌・残務	打合せ	リーダー会議報告	
	木	環境・日誌・残務	打合せ	クラス会議 / 週案（正規）	
	金	環境整備・前日の日誌・残務	打合せ	会計事務・事務作業	
	土	休養日 / 保育業務時間等に環境整備等が入る			

## ポイント2 具体的業務をみれば多様・総合性に納得

### 1. 環境整備と言っても

- ① 換気、留守電確認・対応、P C立上げ、入口・児童室・廊下・トイレ・棚、本・本棚、個人ロッカー清掃、今ははパーテーションや空気清浄機も清掃
  - ② 室内外の危険箇所確認・簡易補修、除草、救急用品・非常時持出袋の確認
  - ③ ゴミ出し、軽易エアコン掃除、石鹸・消毒薬等の確認、アルコールスプレーの点検・補充
  - ④ 一輪車やボール等の空気入れ、ハサミ、のり、鉛筆・色鉛筆、紙の準備
  - ⑤ 玩具、人生ゲーム、トランプ、将棋、けん玉、コマ、おはじき、レゴブロック等々の洗浄
  - ⑥ 麦茶沸かし、コップ・皿類洗浄・乾燥機かけ、やかん、布巾、雑巾等洗濯・漂白
- ・・・・・・・・多様にあるし、さらに・・

## 2. 打合せ・会議は情報共有、児童・父母支援、能力向上に重要

- ① その日の保育の「打合せ」は、子ども達の状態を確認して、どんな生活をさせてあげるか「日案」を協議し、役割を決める。
- ② 病気、ケガ、前日のケンカ、アレルギー、様々な情報を共有。
- ③ 日誌作成を共同で行うことで、一人ひとりの保育課題も共有
- ④ 会議は、週案・月案・四半期案・年案を協議し、進捗を確認
- ⑤ ケース検討を経て関係機関への連絡を行うには複数の目が必要
- ⑥ 会議や研修報告を通じて、支援員の資質・能力向上、自覚高める
- ⑦ 「おたより」作成は父母を励まし、援助する学童保育の重要な役割であり、これも複数の考えを集めて対応を決める

まだまだ沢山ある！

**登室前の仕事は学童保育の本質が問われる**

### 3. 緊急時対応には正規支援員複数体制が必要（甲14資料3）

事故・けが

草加には週38時間45分の嘱託、週35時間の常勤パートが存在してさえ！

○ 各クラスに正規2名配置なら 第1組で事故発生の場合、正規1人は救急車に乗り、病院で父母に説明。相方1人は父母、事務所、他への連絡に専念。その場合、第2組の正規1人が第1組の保育に当り、事故による動揺・不安や落ち着きのない児童の対応可能。二次被害の防止も対応。

○ 各クラスに正規が1名のみ配置なら 第2組の正規が公休で第2組には嘱託が1名と臨時パート2名で、第1組に事故発生の場合、第1組の正規はクラブに残り、常勤パートが救急車に乗る。残った正規は連絡を取りながら第1組の保育もする。落ちつかない児童、臨時パートへの指示も同時に行う。合同保育も考えられるが、2次災害を招く可能性も出てくる。

👉 **緊急時の責任ある体制 プラス 支援員にも働く者の権利（年次有給休暇、他）が保障されないと就労は安定しない。**

## 保育の質の向上・緊急時対応や『働き方』を考えた処遇と責任の均衡が必要

- 正規・非正規、短時間雇用では労働条件も責任も異なる。  
草加では有期でも「嘱託」は38時間45分勤務。短時間雇用でも「常勤パート」は7時間勤務
  - 👉 会議等参加で情報共有、全体状況把握、責任意識も向上  
それでも正規2名配置が目指されている ⇒ 正規の責任自覚へ
- 短時間雇用、週数回勤務の支援員にまで病院等での父母への説明、後述の、支援が必要な児童・父母に関する児童相談所や市役所への連絡調整の責任まで負わせるのは「働かせ方」からみても不均衡
- 2人の正規がいても年間40日の1人勤務日は法律が求めている

👉 **正規複数体制は学童保育にとって本質的に必要不可欠**

## ポイント3 子育て支援と地域福祉が求める学童事業へ

☞ 少子化対策、両立支援、子育ての困難の克服、地域福祉にも目をやれば学童事業の必要性・可能性は広がるばかり

とは言え、日々の支援が大切・・・**①**発達障害支援、**②**DV・虐待対応、**③**不登校対応、**④**父母も含めた生活支援、**⑤**外国籍支援、**⑥**アレルギー対応・・・等々、実際に支援員が行ってきた事例を紹介したのが甲14 資料4 のレポート

1. 発達障害支援 (No.3) 1人の児童を複数の目で観察、対応も複数支援員で打ち合わせ。リーガルセンター、他との連携を経て、医療的対応により、4年を経過したが安定した日々を過ごせる状態になった。  
保育時間帯にはできない仕事であり、午前仕事の重要性を示している。

2. 不登校への対応 (No.7) 学校の教室に入れなかった児童が、午前中の学童での生活を通じて、支援員、教員、父母の協力によって、学校に通えるようになった事例。3者の調整が頻繁に行われ、情報共有、長期の見守りを行える体制は草加市に限らず、すべての学校に求められている。

3. 傷害、育児放棄、生活困難 (No.21、No.22) 父子家庭における父親の暴力的行為に気づき、市の要保護担当課、児童相談所や医師と連携。

対応のための支援員会議等も行って、「このままでは殺してしまうかも知れない」と悩む父親を援助して改善に向かわせる。

着替え、入浴、食事もさせられない就労環境にある父子を学校とも協議して支援のとりくみを行った。

社会状況が厳しくなるもとで、支援員の役割は多様で総合的になっている。こうしたことに対応する時間を確保のためには、正規複数配置で、相方の支援員が他の業務をこなす必要がある。

4. 外国籍支援 (No.17, No.18) 外国籍労働者の増加を考えれば、学童事業も対応を求められる。言語だけでなく文化・習慣の相違にも配慮できる支援員の体制が求められる。児童が登室してからの対応では間に合わない。事例では、コミュニケーションがとれるよう 「会話集や単語集の用意」 をしている。

当然、月・年単位の対応には会議が必要。当日の保育計画には打合せが必要になり、さらに実務作業が保育時間外に必要なになる。

5. 育児放棄・生活荒廃が背景の非行・不登校・いじめ対応 (No.30)

母親の生活力不足、男性関係などが背後にあって生活が乱れ、不登校、いじめ、万引きにまで至る事例では、他の児童との関り、他の父母からの要請や期待もあって支援員も動かざるを得ない。学校、市役所、児童相談所と度重なる協議や独自の援助もせざるを得ない場合がある。

学童事業と支援員に想像以上の新たな役割の重圧も

# 登室前の業務と正規支援員複数体制の必要性

あらためて学童の今は・・・求められる最少の課題をやるにも

- 児童の学齢は様々。体格も成長・発達も様々、家庭環境、父母の就労状態も様々。そんな児童が30～40人、場合によっては70人を超えて集うところ。
- (株)トライは春日部市に提出した事業計画書で「子ども達の個性を活かしつつ、自立性、創造性、協調性、社会性などを育む」と言うけれど・・・
- 1人で、同時に15人から20人の子ども達の把握を求められる状況で、自立性・創造性、等を活かす保育をするにはどうすれば良いのか。

外遊びは、怪我・汚れの可能性が、雨の日は室内で40人を超える子ども達が様々に遊べばケンカも仲間外れも・・・コロナ禍もあり2重、3重の困難

だから

(株)トライが提出した事業計画を実行するには、  
午前から勤務する常勤複数体制が必要不可欠なはず！

# 支援員に求められる労働の「質」とは

- 支援員は、児童を預かるだけが労働の「質」ではない。「**児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成推進**」（厚労省運営指針：第1章 事業の役割り）すること、すなわち1人ひとりの児童を中心に据えて、父母の子育てを支援する総合性が求められている。
  - 👉 (株)トライがこうした観点の労働を具体化しているとは言いがたい。むしろ「塾・スポーツ等の習い事と預り」をパッケージ化した商品としての「学童保育」を推奨する姿勢であり、運営指針からの逸脱である。
- 一方、春日部社協の運営時代には常勤支援員の募集を行って、草加市同様に全クラスでの常勤支援員の複数配置が目指されていた。
  - 👉 これを春日部社協が達成できなかった結果に対し、春日部市は指定管理料の減額を行った。(株)トライへの対応とは全く異なる姿勢であった。

# 学童の歴史の蓄積＋行政努力の到達を活かし

- 草加市の学童保育も、春日部市も、父母、支援員、行政等の努力の上に立って質の向上、支援員の確保、体制充実等が図られてきた。今、学童保育の充実社会的な課題とされており、後退ではなく、到達を活かした充実こそ必要である。

- 👉 そんな中で「一日3.5時間かつ週5日」働けば「常勤」とする(株)トライの「すり替え論」と、春日部市の便乗は保育の質の後退でしかない。更には「常勤」自体を廃して勤務時間にかかわらず資格で「支援員」とする(株)トライの姿勢を正せないのは、住民全体の利益を損なう行為に他ならない。従って、春日部市は(株)トライに、常勤支援員の配置の指示と、不当利得の返還請求をしなければならない。